

12月1日(金)から分別ルールが守られていないペットボトルは回収容器内すべて収集されません

市は、これまでも皆さまに、ペットボトルのラベルとキャップを外すようお願いしてきましたが、今でも1日あたり約2万本のキャップを人の手で外しています。年々収集量も増えており、このままでは処理しきれなくなるため分別ルールを徹底します。

10月1日(日)から

ルール徹底のため、分別ルールが守られていない集積所(戸建て含む)に、予告シールの貼り付けを行います。収集はされますが、シールが貼られた方は分別ルールをもう一度確認し、ルールを守って出すようにしてください。

12月1日(金)から

分別ルールが守られていないペットボトルが混入している場合、回収容器へ注意シールを貼り、**容器内すべてのペットボトル・缶は収集しません。**

ペットボトルの分別ルール

- ①ラベルをはがす
- ②キャップを取る
- ③中を軽くすすぐ

※ラベルとキャップはプラスチックごみとして出してください

詳細はこちら▶



1011868 資源循環推進課
☎(338)6836

令和5年12月から 月 日 ペットボトルの分別ルールが守られていない場合 容器内すべて収集できません

ペットボトル分別ルールのおさらい



このシールは、分別ルールが守られていない集積所(戸建て含む)に貼っています

お問合せはエコプラザ多摩まで
TEL: 042-338-6836
このシールは燃やせるごみで出してください

予告シール▶

多摩市ミニバスの運賃を改定しました

コロナ禍における輸送人員の減少と、昨今の燃料費高騰などによって京王電鉄バスグループ多摩地区の全路線バスが運賃改定されたことに伴い、9月16日の始発便か

ら運賃を改定しました。

備考詳細は、京王バス <https://www.keio-bus.com/> 参照 京王バス(株) ☎(352)3723(平日午前9時~午後6時)

結婚を希望する方を応援! 東京都結婚支援事業

都は、結婚を希望しながらも一歩踏み出せない人を後押しするため、結婚に向けた気運の醸成に取り組んでいます。

●結婚支援ポータルサイト「TOKYOふたりSTORY」

婚活に役立つコラムをはじめ、結婚に関するさまざまな情報を掲載しています。

●TOKYOふたり結婚応援パスポート

婚約・新婚カップルが、都が発行する結婚応援パスポートを提示することで、協賛店が提供する結婚応援サービスを受けられます。

●ライフデザインセミナー

若年層を対象に、結婚を含むライフプランなどについて考えるセミナーを開催しています。

これからもイベントやセミナーなどさまざまな事業を行っていきます。

備考詳細は、結婚支援ポータルサイト「TOKYOふたりSTORY」 <https://www.futari-story.metro.tokyo.lg.jp/> 参照 東京都生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課 ☎03(5320)4236、市役所企画課 ☎(338)6813



市外にお子さんが住んでいる方へ 三世代で近居・同居する子育て世帯を応援します!

市は、子育て世帯とその親世帯がお互いに支え合える環境づくりを進めるため、親世帯と近居または同居する目的で、多摩市外から多摩市内に転入する子育て世帯の住宅購入費や転入に要する費用などに対し、最大30万円の助成をしています。

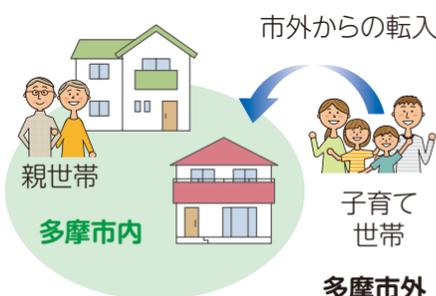
対象

次のすべてに該当する方

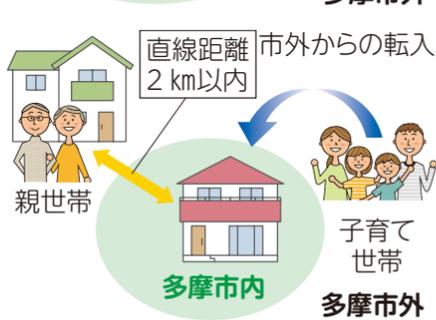
- ・18歳未満の子どもを養育する50歳未満の方で構成される世帯(妊娠中含む)の世帯主である
 - ・子育て世帯・その親世帯の同居する方の全員が、住民税と固定資産税の滞納がない
 - ・転入後、引き続き多摩市内に、5年以上にわたり居住を継続する見込みである
 - ・子育て世帯・その親世帯が生活保護法による保護を受けていない
 - ・助成対象とする事項に、他の補助金などの交付を受けていない
- ※令和6年3月31日までに交付決定を受ける必要あり

近居の条件

- ①多摩市外に居住する子育て世帯が多摩市内に居住する親世帯と多摩市内で別々に住むこと

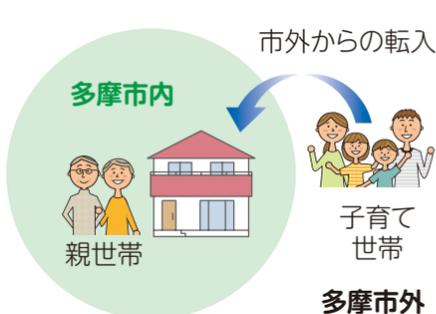


- ②多摩市外に居住する子育て世帯が、多摩市近隣の親世帯の居住地から直線距離で2km以内の多摩市内に転入すること



同居の条件

- ③多摩市外に居住する子育て世帯が、多摩市内に居住する親世帯と一緒に住むこと



対象費用

【①②③共通事項】

- ・子育て世帯が新たに取得する住宅の購入・新築に係る費用
- ・登記に係る費用
- ・引っ越しに係る費用

【③のみ】

子育て世帯が転居する住宅の改修に係る費用
※1つの事項で30万円に満たない場合などは、2つの事項で申請可

対象住宅

次のすべてに該当すること

- ・自己の居住を目的とした戸建て住宅・共同住宅
- ・賃貸住宅でない
- ・併用住宅の場合、自己の居住の用に供する部分が住宅の床面積の2分の1以上である
- ・建築基準法その他関係法令に適合した建築物である(新耐震基準の建物であることなど)
- ・居住専用部分の専有面積が、世帯人数に10㎡を乗じたものに、10㎡を足した面積以上であること

募集件数20世帯(申し込み先着順) 申込期限12月28日(木) 備考 申し込み方法など詳細は、公式ホームページ参照 1002397 都市計画課 ☎(338)6817・☎(339)7754

